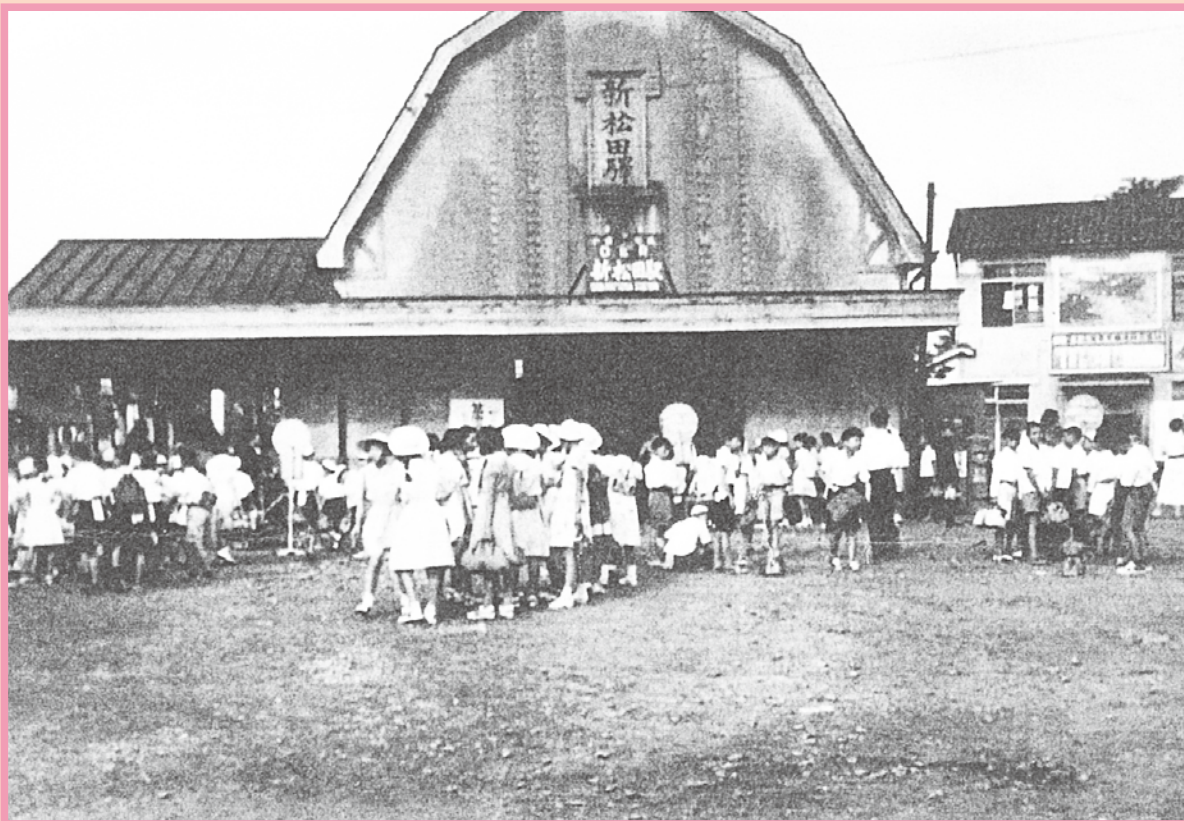


with

No.294

令和元年7月発行

いっしょに



▲昭和29年に撮影された小田急線新松田駅と、真鶴町の水泳教室に向かう開成小学校の生徒。（『小田原・足柄の昭和』より）▼令和元年5月撮影。

郷土の今昔〈松田町〉



ホームページも是非ご覧ください

小田原法人会

検索

<http://www.odawara-hojinkai.com>



- 第7回通常総会
- 今後の事業活動スケジュール
- 消費税軽減税率制度「確認運動実施中」
- 令和元・2年度役員紹介
- 地元のスポーツクラブを応援しよう！
- 古道を歩こう！⑩「大山道の井ノ口付近」
- あなたもチャレンジ！家庭菜園⑩「ブロッコリー」
- 百年企業「株式会社うしろ」
- 小田原労働基準監督署からのお知らせ
- 県税事務所からのお知らせ
- ふれあいいんふおめーしょん

第7回通常総会並びに 「清宮克幸氏 講演会」



6月14日 金湯本富士屋ホテル

石村会長再任

第1部は、前ヤマハラグ
ビー部監督の清宮克幸さん
をお招きし、「勝てるチーム、
勝てるリーダー」と題した講
演会が行われました。ラゲ
ビーを通して培った経験から、
リーダーシップやチームマネ
ジメントについて、数々の成
績を収めてきた独自の指導法
を語っていただき、一般募集



の方々を含め130余名が聴
講され、大変好評でした。

第2部通常総会では、会員
100余名の出席の他、矢田
小田原税務署長を始め、関係
官庁、諸団体のご来賓をお迎
えして開催。
神戸総務委員長の司会のも
と、石村会長が議長に選出さ
れ、上程された第1号議案か
ら第3号議案は、いずれも満
場一致で原案どおり可決さ
れました。



議長

【第1号議案】

平成30年度事業報告承認の
件

【第2号議案】

平成30年度収支決算報告並
びに監査報告承認の件

【第3号議案】

任期満了による役員改選の
件

《報告事項》

- ① 2019年度事業計画の
件
- ② 2019年度収支予算の
件

議事終了後、平成30年度会
員増強運動に尽力された役

員・委員・会員20名、受託保
険会社社員16名、福利厚生制
度の推進に協力された8名に
対する表彰式が行われました。
石村会長より感謝状と記念品
が手渡されました。

退任理事

永い間、会の運営と発展に
ご尽力頂き誠に有難うござい
ました。(敬称略)

(医) 同愛会小澤病院

(株) 井上 瀧沢喜一
井上誠一

森永牛乳西湘販売(有)

イノス(株) 守屋善男
井上敦久

(株) 湯川鉄工所 湯川滯策

(株) ビクトリーホーム 小田利彦

西湘工業(有) 竹村 勇

大滝商事(株) 石川 博

三友興産(株) 徳田健司

(有) 静観荘 水田昌子



県内8法人会約2万冊配布の会員メリット

社長も社員も使える
ハッピーなサービス始めました！

会員優待サービスブック 2019年度版

パソコン・スマホからもご覧になれます。ぜひご利用ください
専用ホームページ <https://houjinkai.kanagawa.jp>
パスワードは 2019yutai

各法人会から会員特定の飲食業やアドベンチャー、医療・美容など
お得なサービスを300以上掲載！

社員も社員もつかえる
ハッピーなサービス
会員優待サービスブック
2019年度版

★川東支部				
(株)オフィス大川	大川 容司	飲食店に関する運営業	小田原市西大友513-1	0465-38-2248
(株)横浜銀行 鴨宮支店	久保田 敦	金融業	小田原市鴨宮261	0465-47-9221
★足柄支部				
(株)K-CRAFT	山崎 慶三	建設業	足柄上郡大井町金手12-1	0465-20-5910
(株)d i g	加藤 厚行	人材派遣業	足柄上郡松田町松田惣領1175 3F東	0465-25-1162
(株)横浜銀行 開成支店	杉山 浩之	金融業	足柄上郡開成町吉田島4351-7	0465-83-9331
★箱根支部				
(有)堂畑造園工務所	堂畑 政春	造園業	足柄下郡箱根町仙石原684	0460-84-8772
★賛助会員				
仲野工業	仲野 賢太	建設業	秦野市堀西896-9	0463-57-7866

ご入会頂きありがとうございます！

今後の事業活動スケジュール〈令和元年7月～9月〉

※詳細はお問い合わせください。事務局 (0465-23-3641)

日 時			行事名	場 所	対 象
7月	17日(水)	14：00～16：15	決算法人説明会（7月決算法人対象） 軽減税率制度説明会	小田原税務署	法人
	〃	日帰り	女性部会「親睦研修旅行会」	新橋演舞場	女性部会員
	20日(土)	10：50～	県連主催「県立21世紀の森下草刈り」	県立21世紀の森	会員
	〃	日帰り	川東支部「親睦研修旅行会」	プリンスアイスワールド	会員
8月	2日(金)	夕方	箱根支部主催「芦ノ湖・貸切り遊覧船から楽しむ納涼花火」	芦ノ湖	会員
	21日(水)	14：00～16：15	決算法人説明会（8月決算法人対象） 軽減税率制度説明会	小田原税務署	法人
	24日(土)	14：00～15：30	厚生委員会主催「第6回スマイルフェスタ」松木安太郎氏 講演会	小田原お堀端コンベンションホール	会員・一般
9月	18日(水)	14：00～16：15	決算法人説明会（9月決算法人対象） 軽減税率制度説明会	小田原税務署	法人

税理士が
アドバイスする
経営判断

左記資料を無料で
配布いたします。

ご希望の方は
法人会事務局まで
お越しください。

問い合わせ：
☎：0465-23-3641
事務局 青木まで。

会社の税金
カイトフック

税制改正の
あらまし

●新元号に関するお知らせ

新元号への移行に伴い国税庁ホームページや申告書等の各種様式を順次更新してまいります。当面の間、国税庁ホームページや申告書等の各種様式に「平成」や「平成32年」と表記されている場合等には、適宜、「令和」や「令和2年」などと読み替えていただきますようお願い申し上げます。なお、納税者の皆様方からご提出いただく書類は、例えば「平成31年6月1日」などと平成表記の日付でご提出いただいても有効なものとして取り扱うこととしております。(国税庁HPより抜粋)

7・8月の税カレンダー

納付期限を守りましょう！

★源泉所得税	
・6月支払分に係る源泉所得税の納付期限	令和元年7月10日(水)
・7月支払分に係る源泉所得税の納付期限	令和元年8月13日(火)
・1月～6月支払分に係る源泉所得税の納期の特例の納付期限	令和元年7月10日(水)
★法人税および地方消費税	
・5月末決算法人の確定申告と納付期限	令和元年7月31日(水)
・11月末決算法人の中間申告と納付期限	令和元年7月31日(水)
・6月末決算法人の確定申告と納付期限	令和元年9月2日(月)
・12月末決算法人の中間申告と納付期限	令和元年9月2日(月)
・5月末決算法人の確定申告と納付期限	令和元年7月31日(水)
・6月末決算法人の確定申告と納付期限	令和元年9月2日(月)

 奥箱根観光(株) 石村 隆生 会 長	会長 副会長		令和1・2年度 役員紹介 ●印は新任（敬称略・役職内順不同）		
 (株)勝俣組 勝俣 徳彦 副会長 (厚生委員会担当)	 (株)フォレスト 石田 浩二 副会長 (広報委員会担当)	 (株)山本工務店 山本 健一 副会長 (組織委員会担当)	 譲原建設(株) 譲原 彰 副会長 (事業研修委員会担当)	 (株)小田原百貨店 神戸 洋一 副会長 (総務委員会担当)	
 (株)花憐 金山 一美 常任理事 足柄支部長	 三恵開発(有) 柏木 聡 常任理事 南足柄・山北支部長	 (有)神谷機材 神谷 賢治 常任理事 川東支部長	 (株)精巧舎 石崎 孝 常任理事 小田原支部長	常任理事	
 小田原報徳自動車(株) 曾我 良成 常任理事 広報委員長	 (株)しいの食品 椎野 雅之 常任理事 税制委員長 川東副支部長	 (有)山田会計事務所 山田 敏紀 常任理事 総務委員長	 (株)吉池旅館 鈴木 和男 常任理事 箱根支部長	 (有)協和開発企業 杉山 修 常任理事 湯河原・真鶴支部長	
 島川電気(株) 島川 福子 常任理事 女性部会部会長	 ●(株)JOY BASIC 下田 悦基 常任理事 青年部会 部会長	 司建設(株) 鈴木 達之 常任理事 厚生委員長	 (株)ゆうシステム 小田 善三 常任理事 組織委員長	 (株)杉崎工務店 杉崎 勝成 常任理事 事業研修委員長	
 さがみ信用金庫 遠藤 康弘 理事	 (有)まると 穂坂 肇 理事 小田原副支部長	 (株)太田機械 太田 忠 理事 小田原副支部長	 アソー熱工業(株) 菅野 紀幸 理事 小田原副支部長	理事	
 (有)檜の樹 草間 次郎 理事	 (株)東海ビルメンテナンス 倉田 雅史 理事	 三栄管工業(株) 川瀬 公之 理事	 (株)山崎商事 山崎 康美 理事	 小田原紙器工業(株) 木崎 庸雅 理事	

会員増強にご協力ください

 山岸(株) 下田 准一 理事	 ●(株)コバヤシ 小林 省隆 理事	 昭和興発(株) 西 寛 理事	 ●(有)かめや海洋 加藤 寛 理事	 ●(医)同愛会 小澤病院 尾崎 進哉 理事
 (株)鈴木電機 鈴木 省三 理事	 (株)フジミ 清 元秀 理事	 (有)ケーオーハウジング 小川 和夫 理事	 (有)ナカザト電器商会 伊達 寛 理事	 ●(有)谷和 谷口 勇 理事
 (株)高部金属 高部 伸一 理事	 ●(株)クレオコーポレーション 川島 伸一 理事	 (有)藪田鉄工所 藪田 澄雄 理事 南足柄・山北副支部長	 (福)県西福祉会 柴田 和生 理事 南足柄・山北副支部長	 ●(株)誠心工事 山本 誠 理事
 (株)井上 井上 勝典 理事 足柄副支部長 大井地区副委員長	 (有)あしがら保険サービス 大川 久弥 理事 足柄副支部長 開成地区委員長	 東亜(株) 辻村 彰秀 理事 足柄副支部長 松田地区委員長	 ●(有)カトウ物産 加藤 正光 理事	 静和建設(株) 田代 房男 理事
 ●湯河原燃料(企) 杉山 裕治 理事 湯河原・真鶴副支部長	 (株)鈴木組 脇山 俊 理事 湯河原・真鶴副支部長	 ●(有)未来堂 鈴木 幸康 理事 大井地区副委員長	 (有)足柄工務店 鍵和田 均 理事 松田地区副委員長	 (株)ナカインシステム 加藤 敏夫 理事 足柄副支部長 中井地区委員長
 ●不動産情報センター(株) 田嶋 崇之 理事 青年部会 副部会長	 神奈川パークス(株) 西島 庸吉 理事	 富士屋ホテル(株) 溝田 正憲 理事 箱根副支部長	 (株)ホテル南風荘 鈴木 茂男 理事 箱根副支部長	 (有)あおき釣具店 青木 博和 理事
	 東京地方税理士会 小田原支部 勝又 完二 監事	 (株)東華軒 飯沼 寛雄 監事	監 事	 ●(有)森美容室 森 とき子 理事 女性部会副部会長

会員募集中です (一言あなたのお口添えを)

軽減税率の対象とならない「外食」の定義

8% 軽減税率 (外食にあたらない) ・テイクアウト、持ち帰り、出前、宅配、お土産 ・屋台での軽食(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合) 店側の提供意図によって持ち帰りと店内飲食を区別します。 (例)お客様の求めに応じて店がテイクアウト用に提供したものを店内で飲食した場合でも軽減税率の対象になります。	10% 標準税率 (外食・ケータリング等) ・店内飲食(イートイン含む) ・フードコートでの飲食 ・ケータリング・出張料理等 有料老人ホーム等で提供される一定の基準を満たす飲食料品は軽減税率の対象になります。
--	---

軽減税率の対象品目に、「外食」は含まれていません。以下を満たすものが外食となります。

「飲食店等を営む者が、テーブル、椅子、カウンター、その他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供」

8% 軽減税率(8%) ①サービス要件 →  ②飲食設備要件なし	10% 標準税率(10%) ①サービス要件 →  ②飲食設備要件 →
---	---

例えば屋台などで、料理を提供しているだけで飲食設備がない場合には軽減税率の対象となりますが、テーブル、椅子、カウンター等の飲食設備で飲食させている場合は、軽減税率の適用対象となりません。

軽減税率の対象とならない「酒類」の定義

8% 軽減税率 (酒類にあたらない) ・みりん風調味料、甘酒、酒類を原料とした菓子 ・ノンアルコールビール ※酒税法に規定するアルコール分が一度未満のもの	10% 標準税率 (酒類) ・ビール、ワインなどのアルコール飲料 ・みりん、料理酒 ※酒税法に規定するアルコール分が一度以上のもの
---	---

軽減税率の対象外となる「酒類」とは、酒税法に規定するアルコール分一度以上の飲料をいいます。したがって、みりんや料理酒などで酒税法に規定する酒類に該当するものであれば、その販売は軽減税率の適用対象となりません。一方で、ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、「飲食料品」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

「一体資産」は要件次第で軽減税率対象

8%

①食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっていること
②一体となっている資産に係る価格のみが提示されていること
③一体資産の対価の額(税抜価格)が1万円以下であること
④一体資産の価額のうちに食品の価額の占める割合が2/3以上であること

↓

4つの要件を満たせば全体が軽減税率の対象



Check!

関与税理士に自社への影響や必要な対応について相談し、スケジュールを立てて計画的に進めることをお勧めします。

「おもちゃ付きお菓子」のように、軽減税率の対象となる飲食料品(お菓子)と標準税率の対象となる商品(おもちゃ)を組み合わせ、一体資産として販売する場合、一定の要件を満たせば軽減税率の対象となります。

軽減税率制度等に関するお問合せ先

国税庁特設サイト

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

フリーダイヤル

0120-205-553 【受付時間】9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

※これまでのナビダイヤル「0570-030-456」(通話料がかかります。)もご利用いただけます。

軽減税率制度に関する一般的なご質問・ご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター」にお問合せください。

円滑な導入に向けた…

消費税軽減税率制度 確認運動実施中

2019年10月1日
スタート!!

準備は進んで
ますか？



軽減税率対象品目の確認

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。

飲食料品の取扱い（販売）がない場合でも、仕入れや経費に軽減税率（8%）対象品目があれば、区分して経理し、仕入れ税額の計算が必要です。

軽減税率の対象

軽減税率の対象となるのは、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。



「飲食料品」の定義

軽減税率の対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に規定する「食品」のことを指します。

⇒酒税法に規定する酒類は軽減税率の対象になりません。また、医薬品・医薬部外品、水道水などは食品表示法に規定する「食品」にあらず、軽減税率の対象外です。さらに、「外食」や「ケータリング」も軽減税率の対象からは除外されています。

参考：なぜ水道水は軽減税率の対象外なのか



一方、ミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

軽減税率の対象とならない「医薬品・医薬部外品等」の定義



医薬品・医薬部外品等の定義は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」をいいます。したがって、これらに該当する栄養ドリンクの販売は軽減税率の対象外です。

なお、医薬品・医薬部外品等に該当しない特定保健用食品（いわゆる「トクホ」）等は、食品表示法に規定される「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

地元のスポーツクラブを応援しよう！



小田原法人会のみなさんこんにちは！
湘南ベルマーレフットサルクラブです！

— 今月の1枚 —



こんにちは！湘南ベルマーレフットサルクラブです。
日本国内におけるフットサル最高峰リーグ『Fリーグ』。そのFリーグにここ小田原市をホームタウンとして参戦しているのが私たち湘南ベルマーレフットサルクラブです！ホームアリーナは小田原アリーナ！遠くまで足を運ばなくても皆さんの住んでいる地域でトップリーグのスポーツ観戦を楽しめます♪5月から2019/2020シーズンが開幕！リーグ前哨戦となる「Fリーグオーシャンカップ2019」では史上初のファイナルへ進出しました。ファイナルでは惜しくも名古屋オーシャンズに敗戦したものの、準決勝という結果でリーグ戦に弾みをつけました。

SHONAN BELLMARE FUTSALCLUB Information



今シーズンのユニフォームデザインは甲冑！

毎シーズン、小田原のシンボルを使ったユニフォームを展開していますが、今シーズンのデザインは「甲冑」！小田原北条氏の全盛期である室町中期～戦国初期は「当世具足」と呼ばれる新式の鎧が出始めた時代。それまでより身軽になった鎧である当世具足は、湘南ベルマーレのスピード感に通じる甲冑です。ピッチを駆け抜ける現代の小田原の武士たちを表現するデザインになっています。





古道を歩こう！(第10回)

●近世の道

おおやまみち

大山道の井ノ口付近

〈中井町〉

この道は、小田原方面より大山へ向かう道の一部で、当時の中村（現在は中井町）から井ノ口に至りました。この道の途中の遠藤原は、花籠の台の伝承を伝えています。なお、大山道とは大山を中

心とする放射状道路の総称です。相模を中心とする放射状の幹線道路には、大山道のほかに鎌倉時代の鎌倉道、戦国時代の小田原を中心とした小田原道がありました。鎌倉道、小田原道はどちらかと言えば

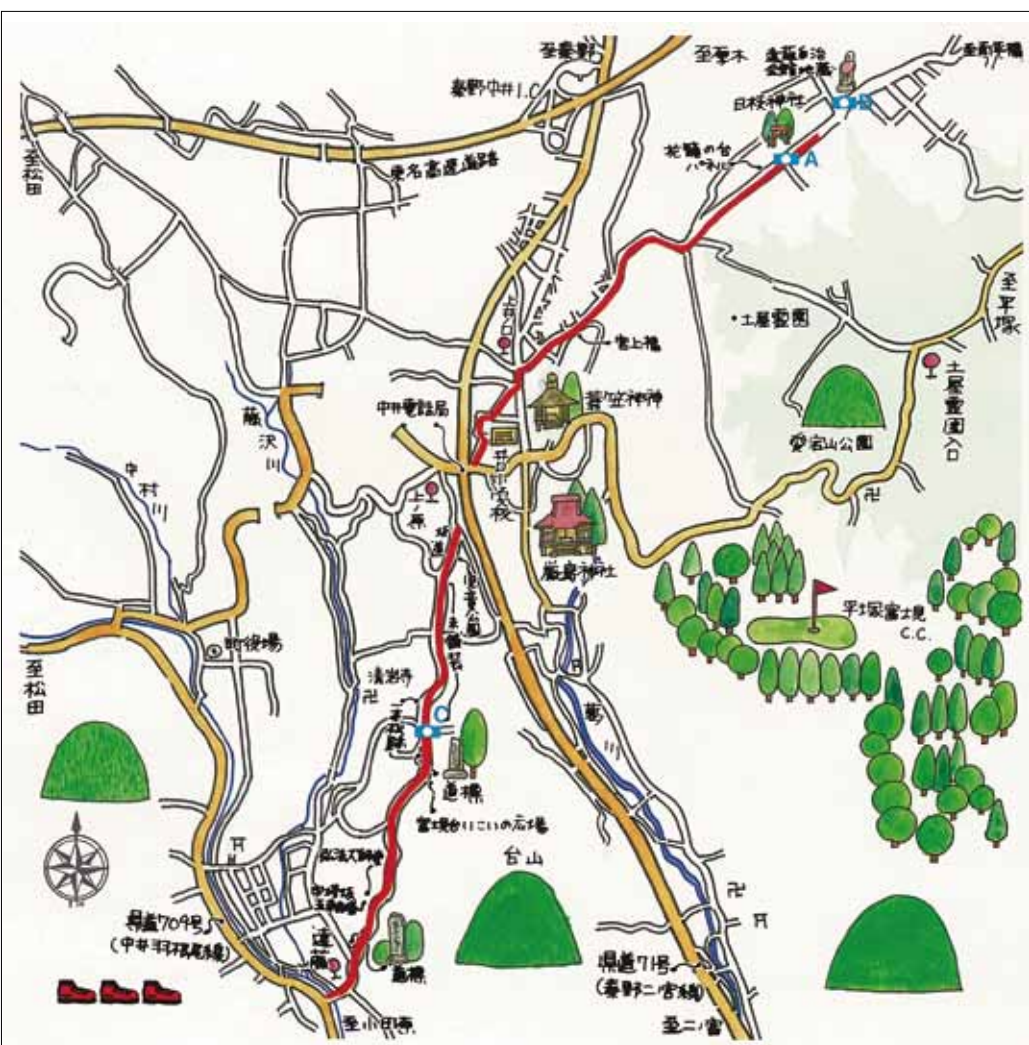
●交通機関

JR東海道線「平塚駅」から秦野行きバスで「土屋霊

次回は「近世の道 大雄山最乗寺参道」です。

政治・軍事の道でした。それに対して大山道は、庶民の信仰の道でした。

園入口」、「上井ノ口」下車。または、JR東海道線「二宮駅」から比奈窪行きバスで「遠藤」下車。



凡例

- 実線：選定箇所付近の古道
(厳密には古道からはずれる部分、または古道を確認できない部分を含みます。)
- 破線：古道が著しく変化したと思われる部分
- 靴のイラスト：イラストマップに表示した距離（実線と破線の延長）が、

概ね1km未満	
1～2km未満	
2～4km未満	
4～6km未満	
6km以上	

：写真の撮影位置

：郵便局

：警察署または交番

：バス停留所

〔「かながわの古道50選」より。地図については、名称・位置など現在とは異なる場合があります〕



遠藤原のお地藏さん (B)



心休まる道続く「花籠の台」(A)



道標 (C)



あなたもチャレンジ！ 家庭菜園

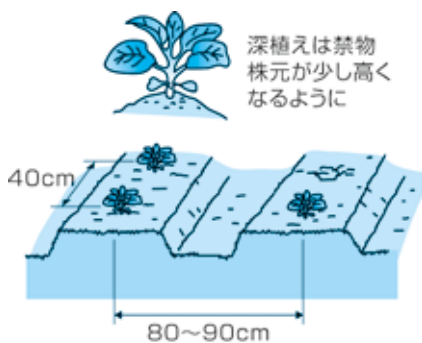
秋から春先まで、新鮮な味と
栄養価が魅力のブロッコリー

板木技術士事務所 ● 板木利隆

抗がん作用が高いと注目される野菜です。カロテンとビタミンCが豊富で、免疫力アップや抗ストレス効果も。カリウム、鉄、クロムなどのミネラルも含まれています。家庭菜園で秋から早春まで長く取り続けるには、品種選びが大切です。頂花蕾（ただけでなく、側花蕾も取れる「頂花蕾側花蕾兼用」品種がおすすめです。

種まきの適期は7月中旬です。育苗期は高温期に当たりますが、秋の生育適温下で最大成長するので育てやすいのです。頂花蕾は10月下旬、側

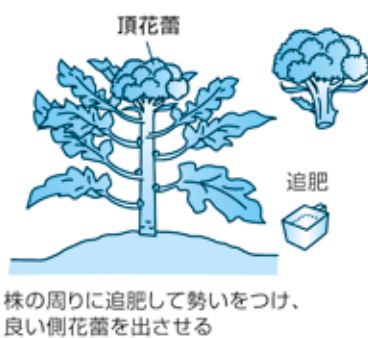
花蕾は10月下旬から3月ころまで長期間収穫できます。育苗は128穴のセルトレイ、少ない本数で良ければ3号ポリ鉢に3〜4粒まきとし、育つにつれて逐次間引きし、1本立てにします。



セル育苗では本葉3〜4枚、鉢育苗ではやや大きく本葉5枚ぐらいの苗に仕上げて本畑に植え付けます。育苗期間は暑い盛りなので、苗はできるだけ風通しの良い、涼しい場所を選び、強光時にはよしず、遮光ネットなどで覆い、灌水は朝夕にたっぷり与えるなど、常に目配りし、入念に管理しましょう。

保水力のある有機質に富む土壌を好むので、植え付ける畑には少なくとも半月ぐらい前に、植え畝の中央部に、く

わ幅10〜12cmの溝を掘り、良質の堆肥と油かす、化成肥料を長さ1m当たり堆肥5〜7握り、油かす大さじ7杯、化成肥料同5杯ぐらいを施します。成長が盛んになったら月2回ぐらい、化成肥料を1株当たり大さじ1杯ぐらい追肥します。頂花蕾を収穫したときには多めに追肥し、側花蕾の発達を促します。



根は湿害に弱く、秋の多雨による病害の発生の恐れがあるので、株元が低くならないよう、特に多雨後の排水に注意してください。茎の太さの割に草丈が高くなるので、風当りの強い所では小支柱を立てて転倒を防止しましょう。

頂花蕾は径12〜13cmぐらいで収穫します。茎を長く付け過ぎると側花蕾の数が減るので、短く切り取ります。側花

蕾は大きくはなりません。径4〜5cmほどで収穫します。いずれも蕾が大きく膨らむと品質を損ねますので、緑が濃く花蕾が締まっているうちに収穫します。



アブラナ科の野菜は、苗のうちからアブラムシ、コナガ、アオムシや黒斑病、軟腐病などにやられるので、早期に見、適農薬を散布して防ぎましょう。

※関東南部以西の平たん地を基準に記事を作成しています。

(JA広報通信 2017年7月号より転載)

日本政策金融公庫
小田原支店（国民
生活事業）からの
「お知らせ」

「事業資金」受付中!!

日本政策金融公庫・小田原支店（国民生活事業）では、幅広い業種の事業を営む方に、商品仕入資金、ボーナス資金、諸経費支払資金等の運転資金や店舗改装、機械購入等の設備資金の融資をお取扱いしております。

長期のご返済で、利息は固定金利です。

この他、IT資金（720万円以内）・経営環境変化資金（4800万円以内）など様々な融資制度があります。

日本政策金融公庫小田原支店（国民生活事業）融資相談係
☎0465（23）3175

利率は令和元年6月3日現在のものです。

＜融資制度の概要＞

	一般貸付	経営環境変化資金	企業活力強化資金	IT資金
ご融資額	4,800万円以内	4,800万円以内	7,200万円以内	7,200万円以内
ご返済期間	運転7年以内 設備10年以内	運転8年以内 設備15年以内	運転7年以内 設備20年以内	運転7年以内 設備20年以内
対象者	事業を営むほとんどの業種の方	売上が減少するなど一時的に業況が悪化している方	小売業、卸売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	情報化投資を行う方
利率	年1.16%～2.51%	年1.16%～2.19%	年0.30%～2.70%	年0.30%～2.70%

★お使いの、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
★審査の結果、お客様の希望に沿えないことがあります。

また当公庫では「国の教育ローン」もお取り扱いしております。国の教育ローンにつきましては、教育ローンコールセンターまでお問い合わせください。

日本政策金融公庫小田原支店（国民生活事業）融資相談係
☎0465（23）3175
●教育ローンコールセンター
0570-1008656
03（5321）8656

税に関する無料相談所

小田原支部の税理士が直接相談に応じ、秘密は厳守致します。

来所は事前に電話にて予約して下さい。また、電話での相談も可能です。



場所 小田原箱根商工会議所会館5階
東京地方税理士会小田原支部事務局
電話 0465-24-0195

日時 毎週水曜日：午後1時30分～4時
ただし、祝日・毎月25日以降の水曜日と年始1月1日～10日、2月16日～3月15日を除く

相談内容 税務相談・税務書類の書き方指導等



7つの
間違い探し

*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つけられますか？（答えは15頁にあります）

【作者紹介】 神谷一郎（かみや・いちろう） イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」（グラフィック社刊）。

伝統文化を家業の糧に

当家が関係する伝統文化とのご縁は、経営理念や社員のモチベーション向上に大変役立っています。代表的なものとしては、六百年前に外郎家が創始した祇園祭の蟬螂山や遠州森町に伝承した舞楽がありますが、社員が文化事業のお手伝いをすることで、日々の仕事が歴史の積み重ねであることを実感し、品質向上に役立ちます。弊社はもの造りが基本です。家伝薬も和菓子も全て自社内で昔ながらに手間と時間をかけて造っています。機械化して大量生産するのではなく、目の行き届く範囲でしっかり手を掛けて造ることで、お客様との信頼関係が維持できていると考えています。

また三百年前に二代目市川團十郎丈が透頂香により持病が治ったことで生まれた歌舞伎「外郎売」は、その早口台詞が俳優や一般の方の滑舌練習に活用されています。近年は日本だけでなく中国でも活用され、様々な形で交流の輪が広がっています。



祇園祭では毎年社員と共に山鉦巡行に参列。

室町時代よりご縁のある遠州森町から購入した山車を地元自治会に寄贈。(2018年)

いま成すべきことを一生懸命に

私は観光地小田原に寄与できればと、最近は漢方薬局兼観光薬局という考え方を持って活動しています。例えば明治初期の家蔵を改装した「外郎博物館」を本店内に併設し、当家や小田原の歴史、また日本人のモノ造り気質などをご紹介します。入館無料、私や社員が案内役をしており、まち歩き観光の立ち寄りスポットとして、内外の方に楽しんで頂いております。実は社員のコミュニケーション力アップや、やりがいにも繋がりお客様に感謝しております。

外郎家が今に至るまで幾多の存続の危機があり、それを地域のお力添えを頂き乗り越えて来ました。私の使命は「時代を超えた恩返し」と考えており、地域と連携し、関係する文化やご縁を皆様と共有・活用したいと思い、実践しています。

弊社は量販拡大をしないため、ご利用のお客様にはご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、地域の健康と安寧を願ってきた先祖の想いを大切に、また家に関する伝統文化を励みに社員と日々精進しています。昔ながらにものをしっかり造り、皆様のご期待に添えるよう家業を継続していく所存です。どうぞよろしくお願い致します。



小田原法人会 提携商品
はじめの一步から応援します！
創業支援ローン スタート

START

※お申込みについて所定の審査をさせていただきます。その結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

金利・・・変動金利 年 2.0%
金額・・・10 万円以上 1,000 万円以内
融資新規取扱手数料 無料 (通常 10,800 円)

事業資金の
ご相談は ...

TRiBank Sagami
さがみ信用金庫

お客様サポートダイヤル 0120(426)614

株式会社ういろう

創業：1368年（応安元年）

室町時代に日本に渡来し、朝廷に重用された外郎家。北条早雲公の招きで小田原に移住。二十五代に亘り薬と菓子の伝統を受け継ぐ小田原最古の商家。

平成30年に日本遺産「箱根八里」の構成文化財にも認定され、城下町小田原で地域と共に歴史を重ねている。

東海道箱根口に独特の店を構える「ういろう」。650余年続く外郎家が経営する薬と菓子を取り扱う老舗は、観光の名所にもなっている。二十五代目となる現当主の外郎藤右衛門氏にその歴史と伝統を取材した。

昔は甘い物も薬だった

外郎家の初祖・陳延祐は、中国の元王朝に仕えていましたが、元の滅亡時の1368（応安元）年に日本へ渡来、中国での役職名・礼部員外郎の一部を用いて「陳外郎」と名乗りました。これが「外郎家」の始まりです。

医術と外交力に長けたことから、息子の大年宗奇が三代将軍足利義満の招きを受け京都に赴き、医薬、文化、外交面で活躍しました。義満は明王朝との国交を開くために、大陸の事情に詳しい外郎家を重用、遣明使を命じたり、外国使節団の接待を行った記録もあります。

初祖が持ち込み、大年宗奇が京で本格的に製造し



伝統の店構え 日本遺産「ういろう」

始めた陳家の家伝薬は幅広い効能により多くの信頼を得ました。そして朝廷より「透頂香」の名を賜った銀色の小さな丸薬、これが現代まで一子相伝で受け継いで来ている「薬のういろう」です。また国寶をもてなすために考案した「お菓子のういろう」は、当時は栄養剤として仕入れていた高価なサトウキビ（黒砂糖）を使った米粉の蒸し菓子で、評判となり家名から「ういろう」と呼ばれる様になりました。

五代目の定治は将軍家の勅めで宇野源氏の籍を賜り、帯刀し宇野藤右衛門とも称しました。その後、応仁の乱で荒廃した京都を脱し、1504（永正元）年、伊勢新九郎盛時（後の北条早雲公）の招きで外郎宇野藤右衛門定治は小田原に移住し、外郎家は今に至っています。北条時代は、医薬師としてだけでなく軍師や文化人、中央政権とのパイプ役として、また江戸時代は東海道最大級の宿場・小田原宿の宿老として街の発展に精進しました。



薬のういろう「透頂香」



お菓子の「ういろう」は、もちりした食感が特徴の米粉の蒸し菓子

金融支援
創業支援
経営支援



神奈川県信用保証協会

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を
応援します



カナモ

随時ご相談をお受けしています
小田原支店 TEL：0465(23)0138

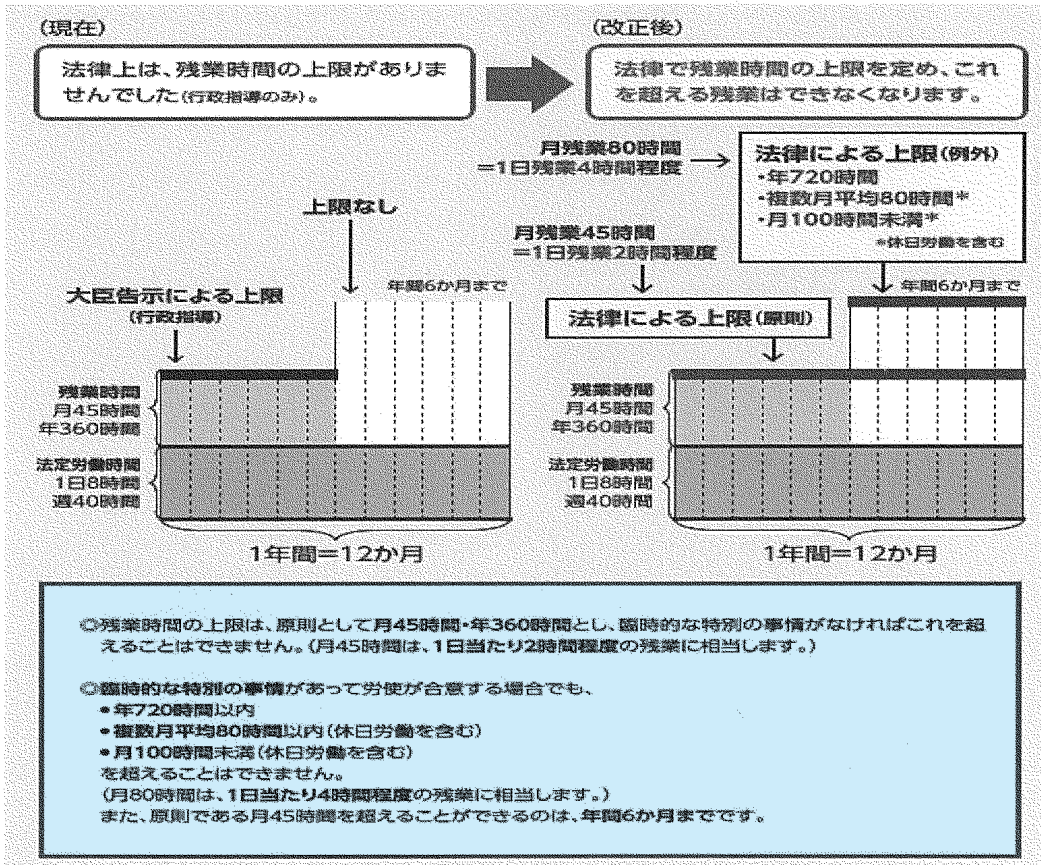


小田原労働基準監督署からのお知らせ

◎時間外労働の上限規制が導入されました。(中小企業は2020年4月1日施行)

①時間外労働の上限規制

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前(1947年)に制定された「労働基準法」において、初めての大きな改革となります。(中小企業は1年後の2020年4月から適用となります。中小企業の定義はP17参照)



◎年次有給休暇の取得義務化が始まりました。(2019年4月1日施行)

④年次有給休暇の取得義務化

労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。(※)

(※)年次有給休暇(労働基準法第39条)
雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者(管理監督者を含む)には、年10日の有給休暇が付与されます。
継続勤務6年6か月で年20日が限度となります。
パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数の有給休暇が比例付与されます。

- 年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。
- このため、今般、労働基準法が改正され、2019年4月から、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。
- ただし、2019年4月より前に付与していた年次有給休暇については、年5日取得させる義務の対象とはなりません。2019年4月1日以後、最初に年10日以上年次有給休暇を付与した日(基準日)から、年5日確実に取得させる義務の対象となります。

☆「働き方改革関連法に関するハンドブック」を監督署の窓口で配布しています。

地方税電子申告（e L T A X）のご利用について

神奈川県では、法人県民税・法人事業税及び地方法人特別税の申告、申請・届出及び納税の手続きをインターネットで行うことができます。インターネットを利用することで県税事務所の窓口へ足を運ばずに、オフィスから申告等が行えます。作成した申告書及び届出書等（標準様式）をまとめて、複数の地方公共団体に一度に提出することもできます。ぜひご利用ください。

神奈川県で利用できる手続き

●電子申告

法人県民税・法人事業税及び地方法人特別税の申告

●電子申請・届出

法人県民税・法人事業税及び地方法人特別税に係る次の申請・届出

- ・法人設立／設置届出書
- ・異動届
- ・申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書
- ・申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書

●電子納税（ペイジーによる電子納税ができます。）

法人県民税・法人事業税及び地方法人特別税の納付（これらの税の見込納付並びに延滞金及び加算金の納付も利用できます。）

注意事項 電子納税をご利用された場合、領収証書は発行されません。

電子申告後すぐに納税証明書を請求する場合は、従来どおり金融機関等の窓口で納税して、領収証書を受け取ってください。（納税証明書の交付請求の際に必要となります。）

○2019年10月から「地方税共通納税システム」がスタートします。

（詳しい情報を知りたい方や地方税の電子申告等を初めてご利用になる場合は、e L T A Xホームページ
[<http://www.eltax.jp/>] でご確認ください。）



◇問合せ先

小田原県税事務所 事業税課 電話 0465-32-8000（代）

よい情報を提供します——ふれあい いんふおめーしょん



『かわいい』を描くお仕事、承ります。

ERIRI WORKS

http://eririworks.com

ERIRIWORKS / 絵梨々(えりり)
小田原市在住のイラストレーター。

「王様ばんだ。」を中心に、可愛くて、丸くて、少レクセのある美味しそうなオリジナルキャラクターを日々制作。

広告、雑誌、書籍、パンフレット、冊子イラスト制作から、雑貨の企画・販売まで幅広く活動中。最新情報の確認、お仕事のご相談・ご依頼など、 よりお気軽にお問い合わせください。LINE スタンプも、あります。

LINE スタンプ




お問い合わせ
✉ eriri@hy.chips.jp



地域の特産物を活用して地元ならではの土産品をご提供しております。

TANWA

湘南ゴールドナバージュケーキ 1,080円 しっとり爽やかな香りで自慢作！

湘南ゴールドゼリー 1,296円 甘き程入りのさっぱりで冷やして更に美味しい

湘南ゴールドタルトケーキ 756円 湘南ゴールドとカスタードクリームの2層仕上げて美味しい

湘南ゴールド寒天 432円 爽やかな香りと程よい酸味が美味しい

ネットでのご注文も承ります！！
<http://www.tanwa.biz/>

有限会社 谷和
小田原市寛福172-13 小田原駅前商業団地内
TEL: 0465-37-5678 FAX: 0465-37-5677



城町さんぽで
ほっこりカフェ

40,000円～

夜 貸切予約 承ります
18時～

おひとりさま 飲み放題付
3,000円 / 150分

10名様～
立食 70名様迄

企業研修・懇親会・納会・女子会・・・お気軽に経営・料理等のご相談ください



城町 CAFE
☎ 0465-44-4601
〒250-0011 小田原市栄町 1-14-41
営業 11:00～18:00 (休)なし
<https://shiromachicafe.com>



人(従業員)や組織づくりに関して、 このようなお困りごとはございませんか？

- 従業員間のコミュニケーションを改善したい
- 年代別キャリア研修をして欲しい
- 女性社員の活動支援、意識向上をはかりたい
- 社員の離職を防ぎたい

私は人材育成の専門家であるキャリアコンサルタント(国家資格)です。東海地区において、より多くの中小企業様をサポートしたいと思っています。

貴社のニーズにあわせて「研修」により、皆さんに気づきを促し、想いを合わせる共通言語づくりをします。「お一人お一人とのキャリア面談」では従業員様が、ご自身の生き方、働き方の考えを深めるきっかけづくりをします。

御社の更なる成長と発展のため、従業員の皆様が御社でハッピーに最大の力を発揮できるよう、ご支援致します。

初回のご相談(1時間程度)は無料で承ります。
まずはお気軽にお問い合わせ下さい。
電話 0465-25-1350 / 受付時間 9:00-18:00
✉ info@catalyst-koko.com



ODカタリスト代表 本木和子
<https://edcatalyst2019.wixsite.com/mysite>
<https://catalyst-koko.com/>
国家資格キャリアコンサルタント
研修講師・産業カウンセラー
DiSC®認定トレーナー
トレーニングビート®認定トレーナー

会員の皆様、会社・お店をPRしませんか！

掲載は「無料」です！